

令和8年度第2回

秋田市上下水道事業経営審議会

改定の基本方針と料金表および使用料表について（継続審議）



秋田市上下水道局
マスコットキャラクター
（水乃環太郎：カンちゃん）

令和8年5月26日 秋田市上下水道局

改定の基本方針と料金表および使用料表について（継続審議）

- 1 前回審議会（令和8年度第1回）での意見と対応
- 2 お寄せいただいたご意見の紹介
- 3 今回の審議ポイント
- 4 料金改定率と料金体系の再確認
- 5 使用料改定率と使用料体系の再確認
- 6 上下水道料金の改定前後比較
- 7 今後のスケジュール

改定の基本方針と料金表および使用料表について（継続審議）

- 1 前回審議会（令和8年度第1回）での意見と対応
- 2 お寄せいただいたご意見の紹介
- 3 今回の審議ポイント
- 4 料金改定率と料金体系の再確認
- 5 使用料改定率と使用料体系の再確認
- 6 上下水道料金の改定前後比較
- 7 今後のスケジュール

1 前回審議会（令和8年度第1回）での意見と対応

	意見内容	対応
1	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 物価高騰の中、生活水準が上がらない方に対して、市からの補てんなどは考えているか ◆ 料金改定のインパクトを考え、支援策など、十分な配慮をお願いしたい 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 負担軽減策については、利用者一律の対応が必要と考える ➤ 国の交付金等を活用した負担軽減策を検討したい
2	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 今後予定している主な事業について、現在の厳しい経営状況に鑑みて、計画の見直し等の予定はあるか 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 管路更新等の面で進める事業については事業量の調整は可能 ➤ 旧施設の撤去は、財政状況を注視しながら、時期等を調整したい
3	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 資産維持率は、中長期的な事業を見込んで、水道1.5%（改定率で約39%）、下水道1.0%（改定率で約23%）が必要な根拠を示してほしい ◆ 中長期的な持続可能性を確認するため、資産維持率0%とした場合の次回改定率のシミュレーションを示してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 資金残高や次回改定率などを踏まえて、資産維持率を再設定【p. 11～15、p. 22～25参照】

1 前回審議会（令和8年度第1回）での意見と対応

	意見内容	対応
4	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現行料金表の逡増度4.93の根拠と、これを維持する理由を示して欲しい ◆ 体系について、公平や公正等の視点で整理してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現行料金体系を基本に、使用水量に応じた負担の考え方を維持しつつ、一般家庭への影響や大口使用者の負担の急変にも留意した料金表を作成【p. 16~20、p. 26~31参照】
5	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 3年後に再度値上げになる可能性を示唆する必要があるのではないか ◆ 3年後の改定の見通しを利用者に示す必要があるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 次回改定の見通しを示すことについては、異論はない
6	<ul style="list-style-type: none"> ◆ DXの取組として、利用者が享受できる仕組みなどを検討してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 費用対効果を見極めながら、新たな利用者サービスを検討したい
7	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水資源の重要性の観点で、市民の方に上手な水の使い方を伝えてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今後、広報紙やホームページ等で周知したい

改定の基本方針と料金表および使用料表について（継続審議）

- 1 前回審議会（令和8年度第1回）での意見と対応
- 2 お寄せいただいたご意見の紹介
- 3 今回の審議ポイント
- 4 料金改定率と料金体系の再確認
- 5 使用料改定率と使用料体系の再確認
- 6 上下水道料金の改定前後比較
- 7 今後のスケジュール

2 ご意見の紹介

使用者負担義務も必要ですが、直接の使用量への全額上乘せでなく、激変緩和などもあっていいのではないのでしょうか。

物価上昇が止まりません。ライフラインの最後の水道代までが値上がりとは、驚いています。39%値上げはいきなりすぎます。

改定が必要だとしても値上げ率が高すぎる。高齢者や低所得者に配慮してほしい。

これまで頂いた意見

今回の値上げ39%にさらに30%となると実質的に4年後には現行より80%もの値上げになりあまりにも値上げ幅が大きすぎませんか

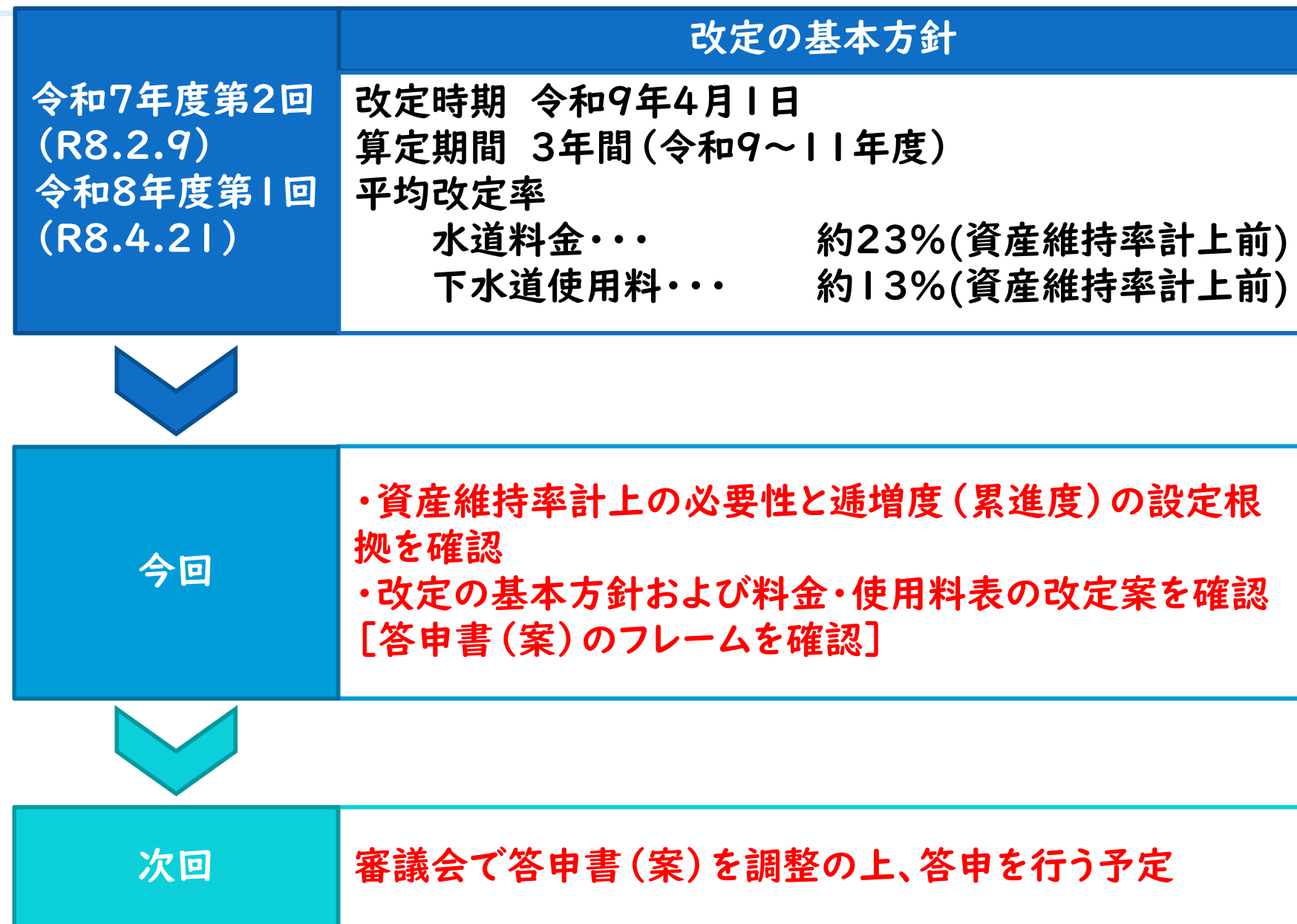
料金改定の率があまにも高い。値上げはしてほしいくない。

上下水道料金の改定は仕方のないことですし、人口減少に伴う使用世帯の変化に対応することが求められる昨今だと思います。

改定の基本方針と料金表および使用料表について（継続審議）

- 1 前回審議会（令和8年度第1回）での意見と対応
- 2 お寄せいただいたご意見の紹介
- 3 今回の審議ポイント**
- 4 料金改定率と料金体系の再確認
- 5 使用料改定率と使用料体系の再確認
- 6 上下水道料金の改定前後比較
- 7 今後のスケジュール

3 今回の審議ポイント

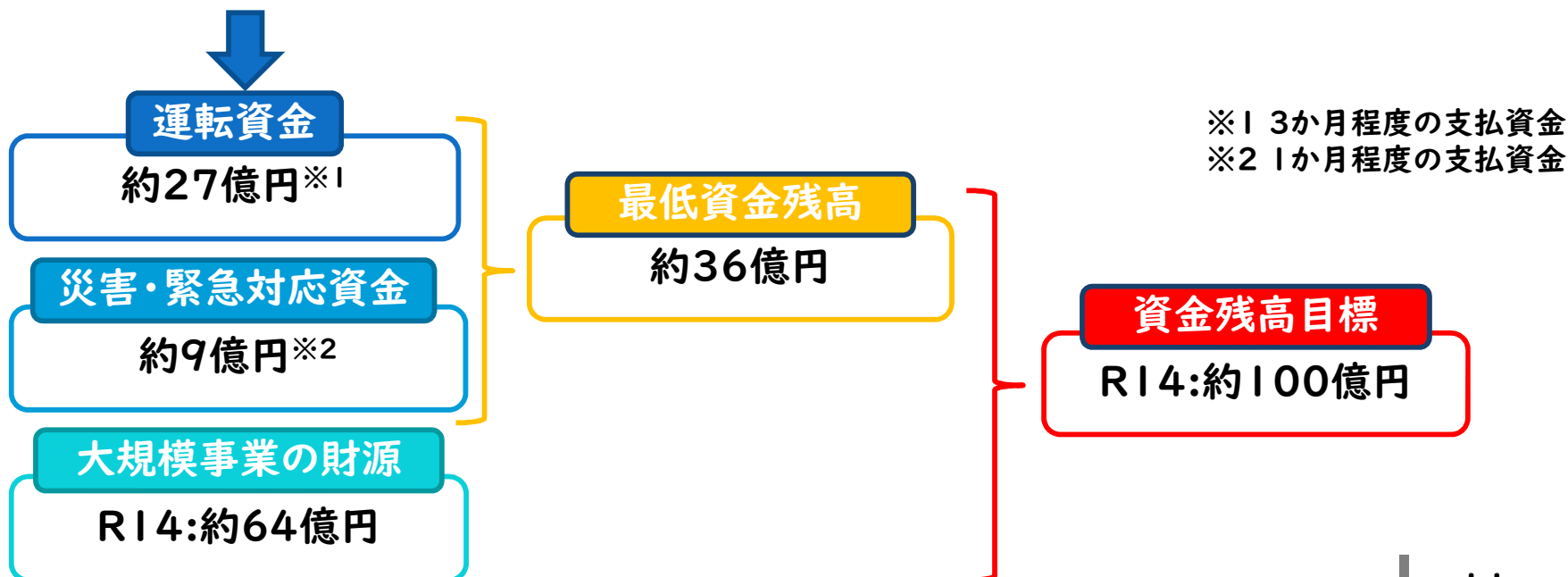
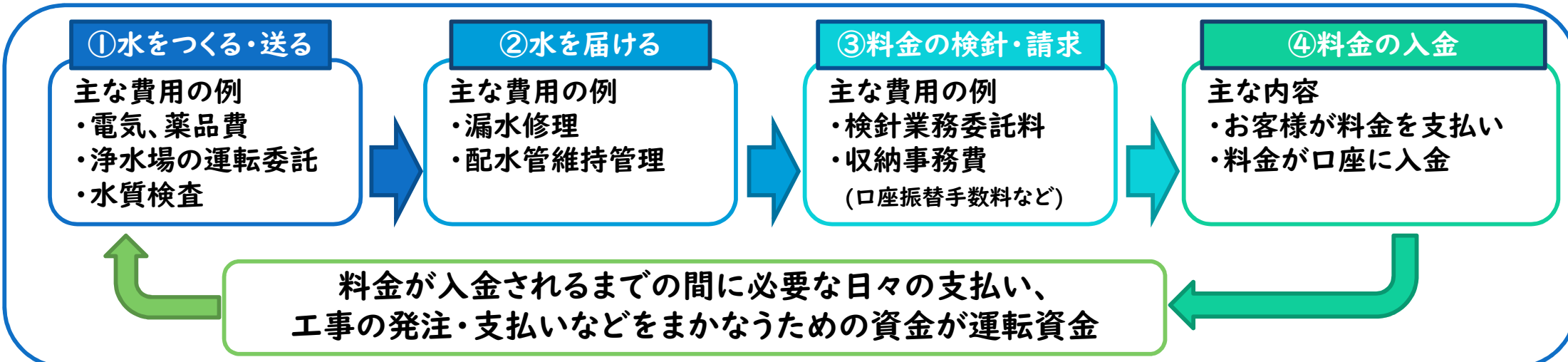


改定の基本方針と料金表および使用料表について（継続審議）

- 1 前回審議会（令和8年度第1回）での意見と対応
- 2 お寄せいただいたご意見の紹介
- 3 今回の審議ポイント
- 4 料金改定率と料金体系の再確認**
- 5 使用料改定率と使用料体系の再確認
- 6 上下水道料金の改定前後比較
- 7 今後のスケジュール

4-1 料金改定率の設定根拠

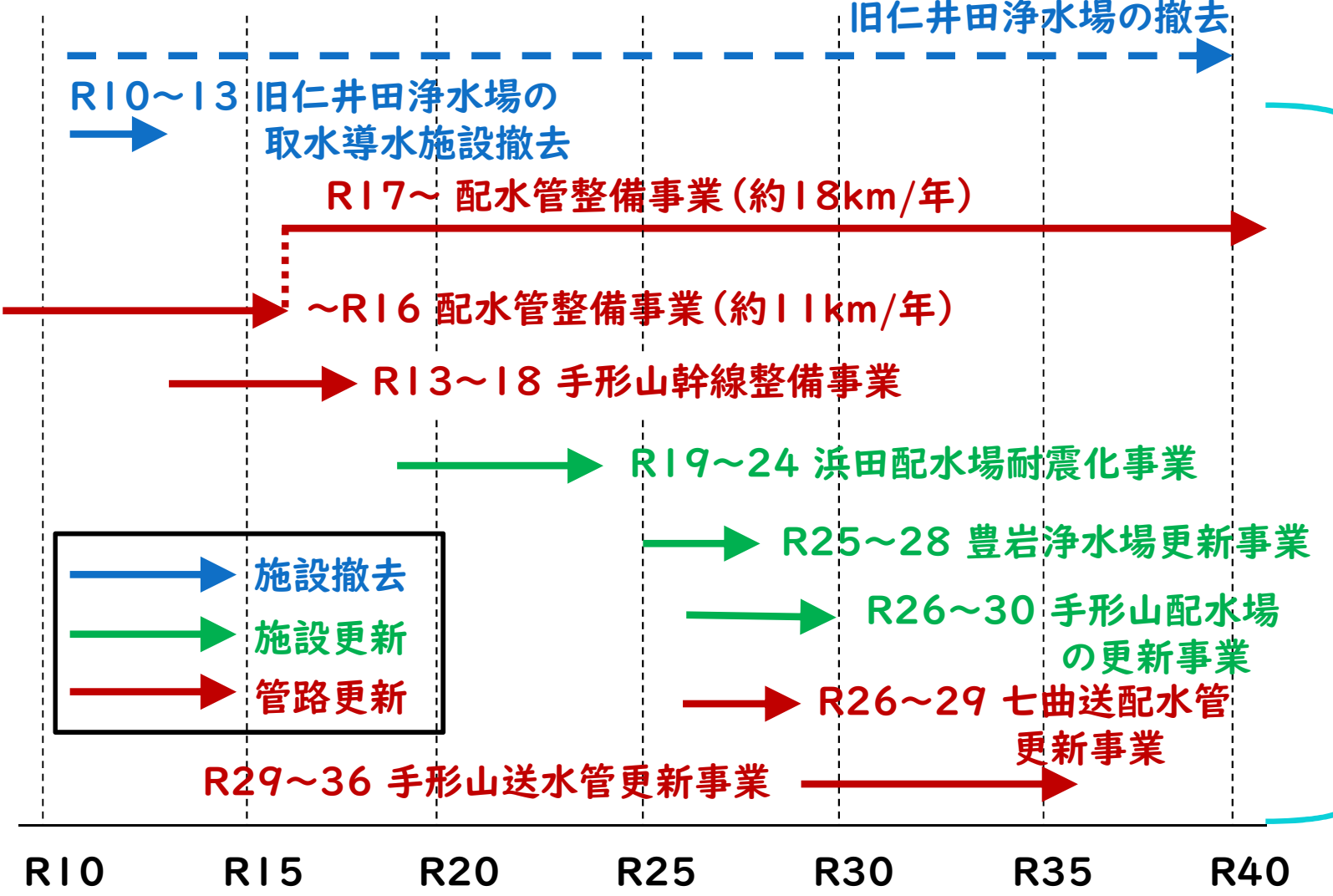
ア 最低資金残高と資金残高目標



4-1 料金改定率の設定根拠

イ 今後予定している主な事業

時期未定
旧仁井田浄水場の撤去



- 施設撤去
- 施設更新
- 管路更新

大規模事業の財源
 R14:約64億円
 (R11:約34億円)

4-1 料金改定率の設定根拠

ウ 資産維持率別の資金残高と料金回収率

諮問

資産維持率0%

	資産維持率		資金残高 R6実績:109億円		料金回収率 R6実績:103.6%		平均改定率	
	R9~11	R12~14	R11	R14	R9~11	R12~14	R9~11	R12~14
I	1.5%	1.5%	77億円	122億円	100%	115%	39%	30%
II	1.0%	1.5%	65億円	106億円	96%	113%	32%	35%
III		1.0%		97億円		110%		31%
IV	0.5%	1.5%	56億円	98億円	92%	113%	26%	41%
V		1.0%		89億円		110%		37%
VI		0.5%		80億円		106%		33%
VII		1.5%		95億円		115%		47%
VIII	0%	1.0%	50億円	86億円	89%	111%	23%	43%
IX		0.5%		77億円		108%		38%
X		0%		68億円		104%		34%

大規模事業への財源積立を確保できない

4-1 料金改定率の設定根拠

エ 料金改定の基本方針

項目	設定	設定理由
料金算定手法	総括原価方式	
改定時期	令和9年4月1日	経営の安定性と周知期間の確保を考慮し設定
算定期間	3年間 (令和9~11年度)	最も改定率を抑えられる3年を採用 ※総括原価に占める(新)仁井田浄水場分の減価償却費の割合を抑えたことから、次回改定における総括原価は大きくなり、改定率は上昇する。
資産維持費	対象資産× +1.5% × 1.0%	平均改定率を抑えるため、対象資産に(新)仁井田浄水場分を含めていないほか、資産維持率を標準3%から +1.5% 1.0% に抑制 ※資産維持率の低減により、改築更新等の事業実施にあたっては、資金の取崩しが必要。 →改定後も、資金残高は毎年減少する見込み。
平均改定率	約 39% 32%	
改定による 経営効果	<ul style="list-style-type: none"> ・算定期間内に発生する累積赤字の解消 ・算定期間内の平均料金回収率100%の確保 ・算定期間内の平均料金回収率を100%確保できないが、最低限の資金は確保できる。 	

4-1 料金改定率の設定根拠

諮問

資産維持率1.0%

才 資産維持率別の資金残高と料金回収率

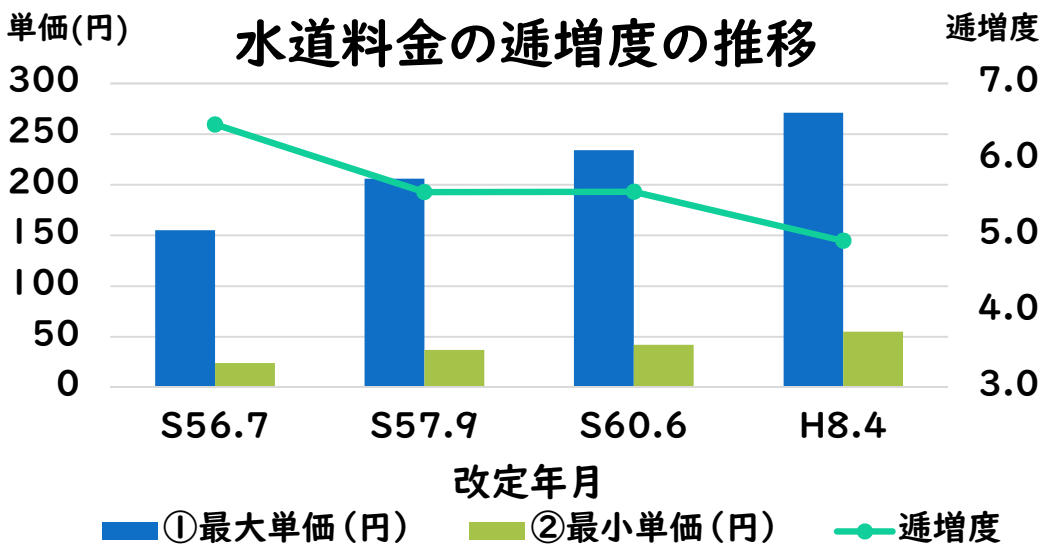
	資産維持率		資金残高 R6実績:109億円		料金回収率 R6実績:103.6%		平均改定率	
	R9~11	R12~14	R11	R14	R9~11	R12~14	R9~11	R12~14
I	1.5%	1.5%	77億円	122億円	100%	115%	39%	30%
II	1.0%	1.5%	65億円	106億円	96%	113%	32%	35%
III	1.0%	1.0%	65億円	97億円	96%	110%	32%	31%
IV	0.5%	1.5%	56億円	98億円	92%	113%	26%	41%
V		1.0%		89億円		110%		37%
VI		0.5%		80億円		106%		33%
VII	0%	1.5%	50億円	95億円	89%	115%	23%	47%
VIII		1.0%		86億円		111%		43%
IX		0.5%		77億円		108%		38%
X		0%		68億円		104%		34%

4-2 料金体系の検討

ア これまでの料金表における逡増度の推移

- これまでも改定に当たっては、逡増度の据え置き又は緩和を実施
- 現行の料金表の逡増度の設定根拠の記録はない

改定年月	①最大単価(円)	②最小単価(円)	逡増度 ①/②	③生活用を除く 最小単価(円)	①/③
S56.7	155	24	6.46	121	1.28
S57.9	206	37	5.57	163	1.26
S60.6	234	42	5.57	185	1.26
H8.4	271	55	4.93	190	1.43



逡増度の設定

水量区画および料金単価は、給水地域の水需要実態や、事業財政の収支均衡等を考慮し、都市の実状に応じて設定

4-2 料金体系の検討

イ 現行の料金表

安価に設定

平成8年4月1日改定
1か月分【税抜き・円】

	口径	基本 料金	従量料金 (1m ³ につき)					
			1~ 10m ³	11~ 20m ³	21~ 50m ³	51~ 100m ³	101~ 200m ³	201m ³ 以上
一般用	13mm	700	55	135	190	220	245	271
	20mm	1,200						
	25mm	2,700						
	40mm	7,800						
	50mm	13,300						
	75mm	30,000						
	100mm	50,000						
	150mm	110,000						
	200mm	160,000						
浴場用	同上口径による		61					

4-2 料金体系の検討

ウ 料金体系の検討

水道料金算定要領

従量料金は使用者区画にかかわらず均一料金制が原則、逦増制を解消していく方向性

従量料金の均一料金制に移行した場合

一般家庭の負担が大きい
(改定率70%以上となる見込み)

逦増度を強化した場合

大口利用者の負担が大きい
→間接的に一般家庭の負担につながる

料金表の策定方針

現行料金体系を基本に、使用水量に応じた負担の考え方を維持しつつ、一般家庭への影響や大口利用者の負担の急変にも留意した料金表を作成

料金表の作成

生活利用水量区画での負担軽減を維持
生活利用水量区画以外で単価差を縮小 → 101~200m³と201m³~の水量区画を統合

4-2 料金体系の検討

エ 【諮問】平均改定率約39% 資産維持率1.5%の料金表

1か月分 【税抜き・円】

	口径	基本 料金	従量料金 (1m ³ につき)					
			1~ 10m ³	11~ 20m ³	21~ 50m ³	51~ 100m ³	101~ 200m ³	201m ³ 以上
一般用	13mm	980	76	188	10円未満 切上げ 264	306	341	377
	20mm	1,670						
	25mm	3,760						
	40mm	10,850						
	50mm	18,490						
	75mm	41,700						
	100mm	69,500						
	150mm	152,900						
	200mm	222,400						
浴場用	同上口径による		76					

4-2 料金体系の検討

才 平均改定率約**32%** 資産維持率**1.0%** 逡増緩和 料金表

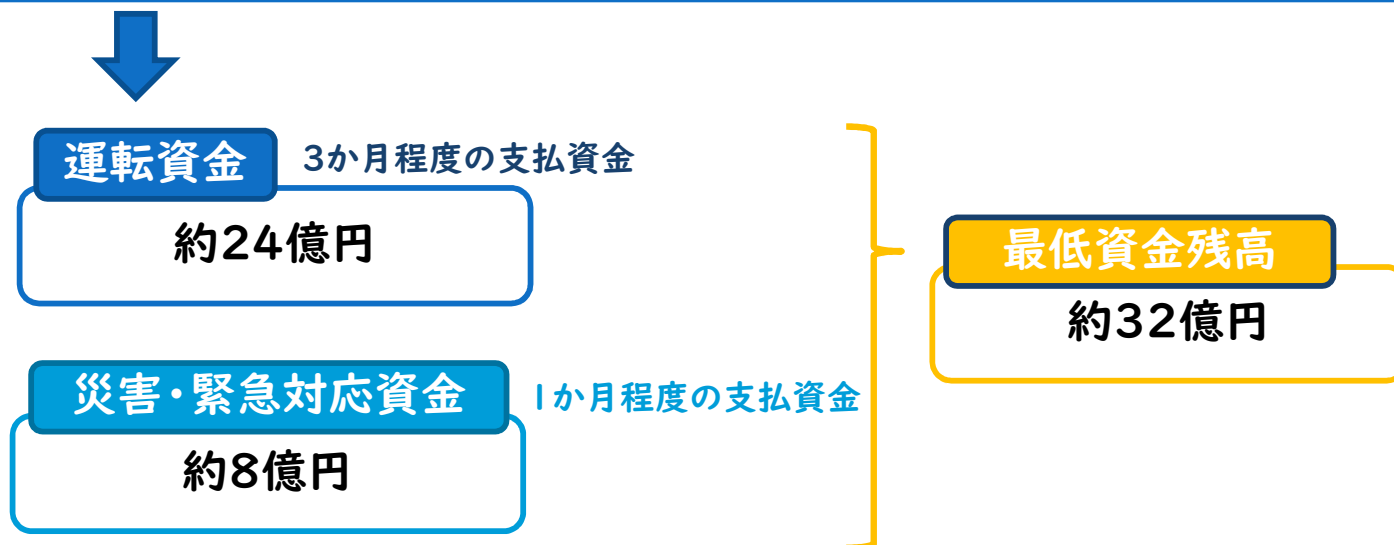
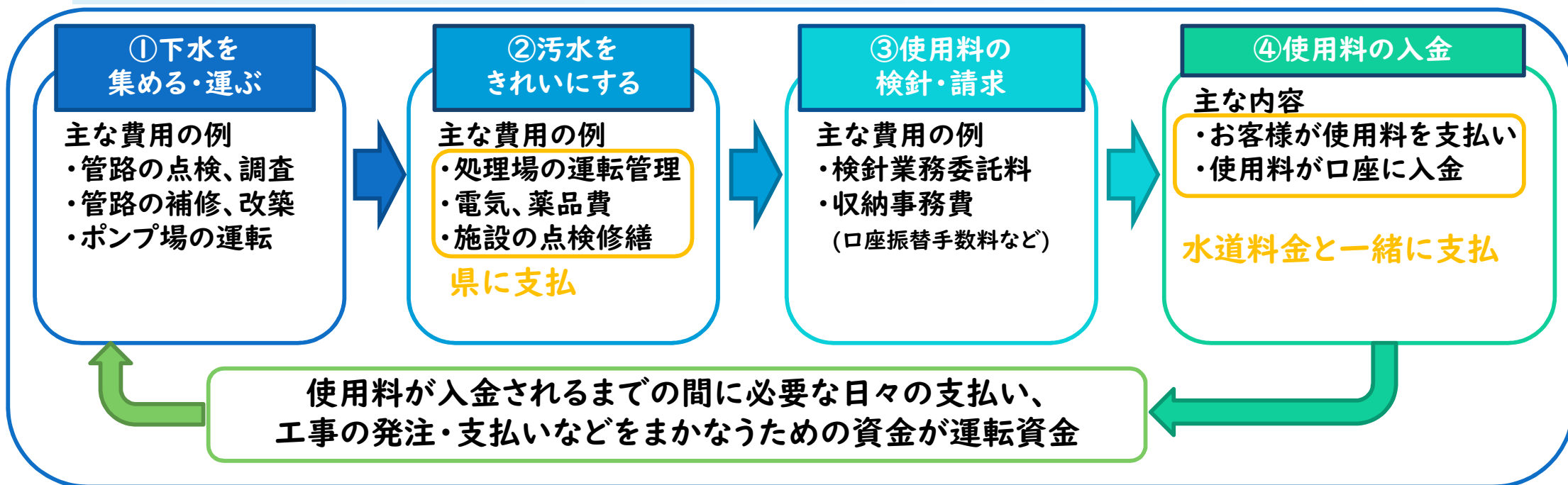
1か月分【税抜き・円】

	口径	基本 料金	従量料金 (1m ³ につき)					
			1~ 10m ³	11~ 20m ³	21~ 50m ³	51~ 100m ³	101~ 200m ³	201m ³ 以上
一般用	13mm	940	74	180	10円未満 切上げ 253	293	326	360 326
	20mm	1,600						
	25mm	3,600						
	40mm	10,380						
	50mm	17,690						
	75mm	39,900						
	100mm	66,500						
	150mm	146,300						
	200mm	212,800						
浴場用	同上口径による		74					

改定の基本方針と料金表および使用料表について（継続審議）

- 1 前回審議会（令和8年度第1回）での意見と対応
- 2 お寄せいただいたご意見の紹介
- 3 今回の審議ポイント
- 4 料金改定率と料金体系の再確認
- 5 使用料改定率と使用料体系の再確認**
- 6 上下水道料金の改定前後比較
- 7 今後のスケジュール

5-1 使用料改定率の設定根拠



5-1 使用料改定率の設定根拠

諮問

資産維持率0%

	資産維持率		資金残高 R6実績:30億円		平均経費回収率 R6実績:109.3%		平均使用料改定率	
	R9~11	R12~14	R11	R14	R9~11	R12~14	R9~11	R12~14
I	1%	1%	41億円	82億円	109%	109%	23%	5%
II	0.5%	1%	34億円	76億円	104%	109%	18%	10%
III		0.5%		68億円		104%		5%
IV		1%	↓ 最低資金残高約32億円を確保できない					15%
V	0%	0.5%	27億円	62億円	100%	105%	13%	10%
VI		0%		55億円		100%		5%

5-1 使用料改定率の設定根拠

項目	説明	設定理由
改定手法	総括原価方式	
改定時期	令和9年4月1日	経営の安定性と周知期間の確保を考慮し設定
算定期間	3年間(令和9~11年度)	物価の変動に応じて使用料を適切に見直すため、算定期間を3年に設定
資産維持費	対象資産×1% ×0.5%	今後も予想される国庫補助金の内示割れへの対応、旧八橋終末処理場や公共下水道接続に伴う旧農業集落排水施設の撤去等に備えるための費用として設定
平均改定率	約23% 18%	
改定による経営効果	<ul style="list-style-type: none"> ・算定期間内に発生する累積赤字の解消 ・算定期間内の経費回収率100%の確保 ・算定期間最終年度において、最低資金残高を確保 	

5-1 使用料改定率の設定根拠

資産維持率0.5%

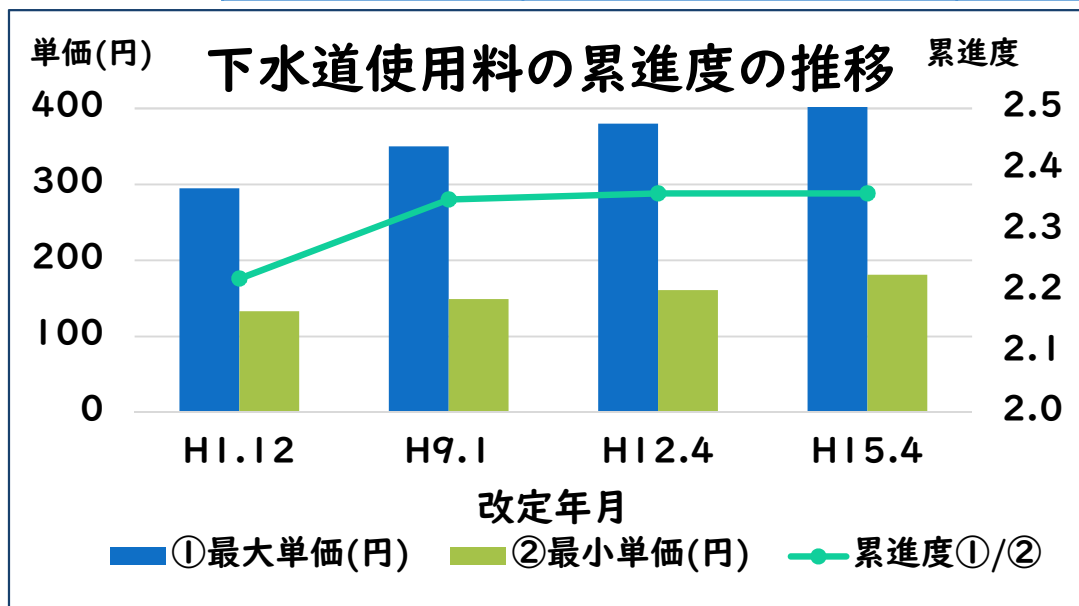
	資産維持率		資金残高 R6実績:30億円		平均経費回収率 R6実績:109.3%		平均使用料改定率	
	R9~11	R12~14	R11	R14	R9~11	R12~14	R9~11	R12~14
I	1%	1%	41億円	82億円	109%	109%	23%	5%
II	0.5%	1%	34億円	76億円	104%	109%	18%	10%
III		0.5%		68億円		104%		5%
IV	0%	1%	27億円	68億円	100%	109%	13%	15%
V		0.5%		62億円		105%		10%
VI		0%		55億円		100%		5%

5-2 現行使用料体系の妥当性と体系の維持

ア これまでの使用料表における累進度の推移

- これまでも改定の際、累進度の強化又は据え置きを実施
- 水道料金よりも累進度は低い

改定年月	①最大単価(円)	②最小単価(円)	累進度①/②
H1.12	295	133	2.22
H9.1	350	149	2.35
H12.4	380	161	2.36
H15.4	427	181	2.36



当時の資料を確認したが
累進度の設定根拠は記録なし

5-2 現行使用料体系の妥当性と体系の維持

イ 現行の使用料表

【水道水を使用した場合】

累進度2.36

平成15年4月1日改定
1か月分【税抜き・円】

	区域	基本使用料 (10m ³ まで)	従量使用料 (1m ³ につき)					
			11~ 30m ³	31~ 50m ³	51~ 100m ³	101~ 500m ³	500~ 1,000m ³	1,001m ³ 以上
一般 汚水	処理区域	1,020	181	226	249	305	352	427
	処理区域外	577	107	123	138	169	195	235
公衆 浴場 汚水	処理区域	1,020	48					
	処理区域外	577	27					

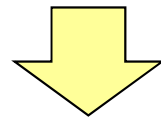
5-2 現行使用料体系の妥当性と体系の維持

ウ 使用料体系の考え方

【再掲】

物価高の中、一般家庭への負担軽減を優先し、今回改定では
現行の料金体系を維持したい考え

※ただし、1か月の使用水量が10m³未満の利用者に配慮し、
基本水量制を廃止



- 基本的に現行体系を維持しつつ、**累進度を下げて大口需
要者にも配慮**

5-2 現行使用料体系の妥当性と体系の維持

エ 【諮問】平均改定率約23%（資産維持率1%）の使用料表

基本水量を廃止し、「1~10m³」の従量使用料区画を新設

累進度2.36

【水道水を使用した場合】

1か月分【税抜き・円】

	区域	基本 使用料	従量使用料（1m ³ につき）						
			1~ 10m ³	11~ 30m ³	31~ 50m ³	51~ 100m ³	101~ 500m ³	500~ 1,000m ³	1,001m ³ 以上
一般 污水	処理区域	1,205	10	221	276	304	372	429	521
	処理区域外	688	6	131	150	168	206	238	287
公衆 浴場 污水	処理区域	1,205	累進度52.10						59
	処理区域外	688							33

- 新設した「1~10m³」の単価を低く設定することで、10m³未満の使用者へ配慮
- 従来の水量区画における累進度2.36を維持

5-2 現行使用料体系の妥当性と体系の維持

オ 平均改定率約18%（資産維持率0.5%）の使用料表

基本水量を廃止し、「1~10m³」の従量使用料区画を新設

累進度2.36→2.34

【水道水を使用した場合】

1か月分【税抜き・円】

	区域	基本 使用料	従量使用料（1m ³ につき）						
			1~ 10m ³	11~ 30m ³	31~ 50m ³	51~ 100m ³	101~ 500m ³	500~ 1,000m ³	1,001m ³ 以上
一般 汚水	処理区域	1,130	8	213	269	299	366	422	499
	処理区域外	643	6	126	145	163	199	230	277
公衆 浴場 汚水	処理区域	1,130	累進度62.38		57				
	処理区域外	643			32				

- 新設した「1~10m³」の単価を低く設定することで、10m³未満の使用者へ配慮
- 「11~30m³」と「1,001m³以上」の単価を平均改定率より抑制し、一般家庭と大口需要者の負担を軽減(累進度2.36→2.34)

5-2 現行使用料体系の妥当性と体系の維持

才 平均改定率約**18%**（資産維持率**0.5%**）の使用料表

基本水量を廃止し、「1~10m³」の従量使用料区画を新設

【水道水以外の水を使用した場合】

1か月分【税抜き・円】


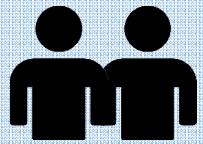

	区域	基本 使用料	従量使用料（1m ³ につき）				
			1~ 10m ³	11~ 15m ³	16~ 100m ³	101~ 500m ³	501m ³ 以上
一般 污水	処理区域	1,130	8	98	185	194	208
	処理区域外	643	6	53	94	101	107
公衆 浴場 污水	処理区域	1,130	57				
	処理区域外	643	32				

改定の基本方針と料金表および使用料表について（継続審議）

- 1 前回審議会（令和8年度第1回）での意見と対応
- 2 お寄せいただいたご意見の紹介
- 3 今回の審議ポイント
- 4 料金改定率と料金体系の再確認
- 5 使用料改定率と使用料体系の再確認
- 6 上下水道料金の改定前後比較**
- 7 今後のスケジュール

6 上下水道料金の改定前後比較

【1か月・税込み・円】、()内現行比較




世帯人数 (代表的な構成)	使用水量 (口径)	諮問内容			今回試算		
		水道 【Ⅰ】 約39%改定	下水道 【Ⅰ】 約23%改定	計	水道 【Ⅲ】 約32%改定	下水道 【Ⅱ・Ⅲ】 約18%改定	計
1人(1人暮らし) 	5m ³ (13mm)	1,496 (+424)	1,381 (+259)	2,877 (+683)	1,441 (+369)	1,287 (+165)	2,728 (+534)
2人(夫婦) 	10m ³ (13mm)	1,914 (+539)	1,436 (+314)	3,350 (+853)	1,848 (+473)	1,331 (+209)	3,179 (+682)
4人 (夫婦+子2人) 	① 20m ³ (13mm)	3,982 (+1,122)	3,867 (+754)	7,849 (+1,876)	3,828 (+968)	3,674 (+561)	7,502 (+1,529)
	② 20m ³ (20mm)	4,741 (+1,331)		8,608 (+2,085)	4,554 (+1,144)		8,228 (+1,705)

① 13mm 目安:じゃ口 ~7個 (例:風呂、トイレ、洗面、流し台、洗濯機、給湯器、散水栓)

② 20mm 目安:じゃ口8~16個

6 上下水道料金の改定前後比較

【1か月・税込み・円】、()内現行比較

代表的な例	使用水量 (口径)	諮問内容			今回試算		
		水道 【Ⅰ】 約39%改定	下水道 【Ⅰ】 約23%改定	計	水道 【Ⅲ】 約32%改定	下水道 【Ⅱ・Ⅲ】 約18%改定	計
スーパー 	500m ³ (50mm)	213,609 (+60,049)	192,770 (+34,779)	406,379 (+94,848)	192,929 (+39,369)	189,420 (+31,449)	382,349 (+70,818)
ホテル 	1,300m ³ (100mm)	601,480 (+169,070)	600,650 (+108,169)	1,202,130 (+277,239)	533,500 (+101,090)	586,190 (+93,709)	1,119,690 (+194,799)
大規模病院 	8,000m ³ (150mm)	3,471,710 (+976,030)	4,440,420 (+800,949)	7,912,130 (+1,776,979)	3,023,900 (+528,220)	4,263,820 (+624,349)	7,287,720 (+1,152,569)

改定の基本方針と料金表および使用料表について（継続審議）

- 1 前回審議会（令和8年度第1回）での意見と対応
- 2 お寄せいただいたご意見の紹介
- 3 今回の審議ポイント
- 4 料金改定率と料金体系の再確認
- 5 使用料改定率と使用料体系の再確認
- 6 上下水道料金の改定前後比較
- 7 今後のスケジュール

7 今後のスケジュール

令和8年7月 令和8年度第3回経営審議会
(答申)

さいごに

- ・ホームページで各種情報を発信
→ 上下水道事業経営審議会の情報も公開中
→ 広報あきた、検針時チラシ、SNS等でも情報発信



昨年の水道ふれあいフェア（令和7年5月31日開催）

令和8年度

水道ふれあいフェアの開催

日時：令和8年6月6日（土）
10時～16時（予定）

場所：秋田駅前大屋根下